

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2021年12月7日

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

該当なし

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ① グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ② グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ③ 気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のグリーンボンドが上記(1)の基準に適合していると判断します。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

該当なし

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ① サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ② グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のサステナビリティ・リンク・ボンドが上記(1)の基準に適合していると判断します。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ① クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ② クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ③ グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ④ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ⑤ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ⑥ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社では、外部評価機関によって適合性が評価されていることをもって、投資対象のトランジションボンドが上記（1）の基準に適合していると判断します。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

大和証券株式会社（以下、大和証券）から株式会社大和証券グループ本社（以下、大和証券グループ本社）へ行う融資のうち、資金使途が以下の要件に該当するもの。

大和証券グループ本社もしくはその子会社等を通じて実施する投融資であって、以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下の通り限定され

ている投融資、リファイナンスを含む。) であること。

- ① 再生可能エネルギー発電プロジェクト（関係会社が実施するプロジェクトを含む）の開発、建設、運営に関連する支出のうち、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電（発電容量が 20MW を超える大型のものを除く）、バイオマス発電（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のバイオマス資源）であること。
- ② グリーンビルディングの建設・取得や、既存の建造物をグリーンビルディングに転換するための改修に関わる支出。グリーンビルディングとは国内基準に適合又は CASBEE 認証、LEED 認証等の環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得している建築物、もしくは発行日以降に当該認証を取得すると見込まれる建築物、またはその両方に該当する建築物。

環境認証制度における環境認証の取得や、投融資を実施する主体の環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処する。

- (2) 上記 (1) の基準の策定および (1) の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準についてはディスクロージャー委員会で決定を行う。また当該基準への適合性の判断については、以下の手順で選出・決定する。

- ① 大和証券グループ本社の資金部が、(1) 対象投融資の基準に従う候補プロジェクトを評価・選出する。
- ② 投融資を実施する主体は大和証券グループの資金部へ、環境アセスメント等の内容につき報告する。
- ③ ディスクロージャー委員会が候補プロジェクトを対象投融資として決定する。
- ④ 大和証券の資金部は、ディスクロージャー委員会で決定された対象投融資を確認し、気候変動対応オペを利用する。

また、大和証券の資金部は大和証券グループ本社への融資の資金充当状況について適宜追跡管理を行う。

2. 類型その 2

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義

等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

該当なし

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

該当なし

以 上